〇 経済産業省令第二号

中 小 企業にお ける経営 の承継の円滑化に関する法律等の一 部を改正する法律 (平成二十七年法律第六十一

号) \mathcal{O} 施行 に伴 V) 及 び 独立 行 政 法 人中 小 企業基 盤整 備 機 構 法 平 成十 四年法律第百四十七号) 第十五 一条第

財務及び会計に 関する省 令の 部を改正する省令を次のように定め る。

項第二十一号の規定に

基づき、

独立行

政

法

人中

小

企

一業基:

盤

整備

機

構の

産業

基

盤整備業務に係

る業務

運

平成二十八年三月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 林 幹雄

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、 財務及び会計 に関する省令

の一部を改正する省令

独 <u>八</u> 行 政 法 人中 小 企業基盤 整 備 機 構 \mathcal{O} 産 業基盤 整 備 業務に係る業務運営、 財務及び会計に関する省令 平

成十六年経済産業省令第二号)の一部を次のように改正する。

第 条 の二第六号中「第二十一号」を「第二十二号」に、第十八条中「第四条」 を「第五条」に改める。

附則

成二十八年四月一日)から施行する。